

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会法令遵守規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行なう介護保険事業を含む全ての事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行することを目的として定める。

(基本方針)

第2条 本会は、全ての事業を適正に行うため、以下を本会の基本方針とする。

- (1) 事業を行うに際しては、法令を遵守し、違法行為は行わないこと。
- (2) 法令遵守のために必要な本会の組織体制を整備すること。
- (3) 法令遵守責任者は、副法令遵守責任者に指示を与え、係長等と連携し、適正な事業運営を確保すること。

(法令遵守責任者等)

第3条 本会の法令遵守責任者は、会長とし、副法令遵守責任者を、事務局長とする。

2 副法令遵守責任者は、事業の種別ごとに責任者(以下「管理者」という。)を選任することができる。

(法令遵守責任者の責務)

第4条 法令遵守責任者は、本会の事業が法令遵守により遂行されるよう努めなければならない。

2 法令遵守責任者は、本会の事業遂行状況を法令遵守の観点から副法令遵守責任者に命じ、定期的に報告を受け、確認するものとする。

(管理者の役割)

第5条 管理者は、各事業部門の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

2 管理者は、自らが責任を担う事業が法令に適合しているかを、必要に応じて法令遵守責任者に確認を求めるものとする。また、必要に応じて各職員に確認を求めるものとする。

3 管理者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。

4 管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(職員の責務)

第6条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また、社会福祉法、介護保険法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの管理者または上司、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第7条 第5条第4項に定める研修は、管理者が行うとともに、法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施するものとする。

(処分)

第8条 法令違反する行為を行った職員は、本会正規職員就業規則、嘱託職員就業規則、日給職員就業規則又は時給職員就業規則の規定に基づき、懲戒されるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和元年10月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。